

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

この給付金は、平成26年度から実施していますが、消費税の引上げ(8%から10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されない方が対象です。ただし、次の方は対象外です。

- ・平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など
- ・生活保護制度の被保護者
- ・支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

給付対象者1人につき1万5千円

◆申請手続き

支給対象と思われる方に4月下

旬に案内書と申請書を送付しています。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 ※当日消印有効

5月8日(月)～10月31日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎55-3112(直通)

自動車税の納付について

自動車税の納期限は5月31日となっております。納付は必ず納期限までに、銀行・郵便局・農協などお近くの金融機関でお済ませください。

本年度も、コンビニエンスストアでの納付が可能となっております。平日に納付できない方などは、納税通知書をお持ちのうえご利用ください。(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください。)

なお、納税通知書が届いていない方は下記までご連絡ください。また、身体障がい者などの減免手

続期限も5月31日までとなっておりますのでご注意ください。

高知県幡多県税事務所

☎35-5972

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金は、水力発電施設の設置の円滑化を図ることを目的とし、発電施設のある佐賀地域で行われる公共施設整備や、住民福祉向上のために行なう事業に対して交付されています。

平成28年度は、佐賀保育所運営事業に対して交付され、園児の健全育成、保護者の社会環境支援などに活用されました。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎43-2800(課直通)

黒潮町光ネットワークサービス 減免制度のお知らせ

ケーブルテレビに加入されている世帯で、以下の条件に該当される場合は、月額使用料の減額または全額免除の申請ができます。(インターネット使用料は対象外です。)

【1/2減免】

- ・住民税非課税世帯で、世帯全員が75歳以上の場合
- ・住民税非課税世帯で、重度障がい者がいる場合
- ・住民税非課税世帯で、ひとり親世帯である場合

【全額免除】

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- 申請は、情報防災課(本庁2階)または佐賀支所総合窓口で受け付けています。代理人が届け出ることもできます。

また、昨年度申請を行い、すでに減免されている世帯でも、6月末が対象期限となるため、それまでに更新の申請が必要となります。5月に申請用紙を郵送します。送付先の変更希望があれば、電話でお知らせください。

○お問い合わせ

本庁 情報防災課 情報推進係

☎43-2188(直通)